



8月29日日本弁護士会挨拶

本日は私たちの会との懇談会を設けていただき、本当にありがとうございます。

私たちの会は、昨年12月にでき、現在11家族がいます。子供の事を大事に思う親の思いだけで集まっている、何の団体にも属さない会です。今日は、その中の8家族が集まりました。

私たちは、何の（経済的な）支援もない中で、各家庭がお金や時間をやりくりしながら活動しています。今日も、遠くは沖縄の石垣、広島、大阪、長野、そして関東では埼玉、東京から、この2時間の懇談会のためにやってきました。この思いを、どうか察していただければと思います。

今までは、被害者の問題を考えましょうというシンポジウムなどがあっても、被害当事者の私たちには声がかからず、こちらから押しかけて行くしかありませんでした。そして勇気を出して押しかけて行っても、発言の機会はほとんどもらえず、被害者の事など真剣に考えてはいないんだという不信感が募るばかりでした。

でも、先月の大阪弁護士会との懇談会、そして今日の懇談会と、話し合える時間を設けていただいて、やっと真剣に被害者のことを考えてもらえるようになったのだと大いに期待しています。

私たちの子供は、決して死にたくなかったという事、まだまだ夢も希望もたくさんあったという事。そしてその命が、ある日突然、少年たちの手によって奪われてしまったという事。

その事を、どうか他人事ではなく、我が身に降りかかったと思って考えてみていただけないでしょうか。

今日は、どうぞよろしくお願ひします。

当事者の会のこれからのテーマ

ここまで当事者の会は、「少年法改正の要望づくり」を当面の大きな目標としてきました。それは言うまでもなく、法務大臣に会えるチャンスが思いのほか早く訪れて戸惑い、しかしながら少年法に最も矛盾を感じざるをえない当事者の会としては、この問題を法律関係者や政治家の独占所有物にしておくわけにはいかなかったからです。そして、素人なりに何とか要望書の提出にこぎつけました。しかしこの時点から、少年法改正問題に関する当事者の会のスタンスは変わったのだと思います。もちろん、機会があれば少年法の矛盾等について発言することに変わりはないわけですが、この先は実際に改正問題を進めていく専門家たちにある程度まかざるをえません。つまり、改正問題をウォッチあるいはフォローする（いい意見を言う人には賛成し、そうでない意見を言う人には反対する）側に回ったというわけです。

（たとえばその後、当事者の会が要望した「**暴力犯罪は軽微な犯罪と区別する**」や「**保護者責任**」の問題は、なかなか取り上げてもらえません。

そしてまた、中村正三郎新法務大臣が下稲葉前大臣の方針を踏襲して年齢の引き下げを指示したのに、日弁連の会長はすかさず「管理的、社会防衛的な発想による厳罰化によって問題を解決することはできない」と発表するのか、などについては反論していかなくてはいけないでしょう）

一部のマスコミは、少年法改正の要望書提出を終えた当事者の会は、その目標を半ば失ったのではないかととんでもない誤解をしているようです。しかし、そんなことはありません。最近の当事者の会の集まりで必ず出るのは、「**被害者関連法**」「**被害者救済法**」「**被害者憲章**」等の必要性といった話題です。これはある意味で、苦しい立場に置かれつつける被害当事者にとって原点ともいえるべき問題であり、**会ができた時に話し合った最大のテーマ**でもあります。

もとより、加害少年を保護するための「少年法」だけがあって、被害者側を保護する法律や制度がないのがおかしいわけです。法律的に言うと、少年犯罪被害当事者の十全な要望は、そんな「少年法」には求められないわけで、今後は「被害者関連法」「被害者救済法」「被害者憲章」づくりをアピールしていこうということです。それが両方整って初めて、「加害者の人権」「被害者の人権」という話し合いだってできるようになるわけじゃないか、という話がしきりに出ています。

被害者対策先進国と言われているイギリス、アメリカ、ニュージーランド、オーストラリア、

ドイツなどに比べると、日本はとてつもない後進国です。
たとえば「子どもを殺された親たちの会」という名の会もあるアメリカでは、
犯罪者が払う罰金や反則金などを財源とした「**犯罪被害者基金**」があり、
この12年間で約260億円を被害者サービス機関に交付してきたそうです
(参考文献／『新版 被害者学入門』諸澤英道／成文堂)。

もちろん、弁護士に対する個人攻撃が懇談会の趣旨ではありませんが、
もう少し国際的な視野に立って被害者問題を考えてほしいと思います。
そして、29日の懇談会で多少なりとも理解を示してくれる弁護士がいたら、
今後も当事者の会をバックアップしてくれるようなつながりを持てるような
懇談会になったらいいと思います(期待はあまりしていませんが……)。

とにかく、日本弁護士会もまた、
少年法を法律論で話すことを得意としているに違いありません(以前より勉強していると思います)。
しかし、当事者の会は、もっと先の被害者問題を見据えているという点もお忘れなく！

また出費が大変ですね！ 1997/8/26

黒沼 克史